

# 笠岡市いじめ問題対策基本方針

平成26年3月

笠岡市・笠岡市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
I いじめ問題への対策の方針	2
1 いじめの定義	2
2 いじめについての基本的な認識	2
3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応	
(2) 家庭や地域との連携	
(3) 関係機関等との連携	
(4) 保護者の責務	
II いじめ問題への対策の内容	4
1 いじめ問題への対策のために教育委員会が実施すべき内容	4
(1) 笠岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 笠岡市いじめ問題対策専門委員会の設置	
(3) 教育委員会が実施すべき施策	
① いじめの防止	
② 早期発見	
③ いじめへの対処	
2 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容	5
(1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定	
(2) いじめ対策委員会（仮称）の設置	
(3) 学校が実施すべき取組	
① いじめの防止	
② 早期発見	
③ いじめへの対処	
3 重大事態への対処	8
(1) 教育委員会又は学校による調査	
① 重大事態の発生と調査	
② 調査結果の提供及び報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置等	

## はじめに

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

一方、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化し、依然として大きな問題となっている。さらに、携帯電話等を介してのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）等によるいじめなど、新たな課題への対応も必要になってきている。

こうした状況の中で、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行され、これを受けて、10月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

岡山県においても、これまで実施してきた取組や児童生徒の実態を踏まえつつ、法や国の基本方針も参考にし、平成26年3月に「岡山県いじめ問題対策基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定し、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進することとした。

本市においても、県と同様に、国の法や基本方針、県の基本方針を参考にして、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処など、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進するために、「笠岡市いじめ問題対策基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定した。

# I いじめ問題への対策の方針

## 1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

その際、いじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにするとともに、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況に惑わされることなく事実を客観的に確認したりするなどして、児童生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

## 2 いじめについての基本的な認識

「はじめに」で示した基本的な認識のほか、次のような点も認識しながら、いじめ問題への対策に取り組む必要がある。

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、児童生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず行われなければならない。
- (2) いじめの問題は、お互い認め合い、共に生きる社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題である。また、学校のみならず、規範意識を養う場である家庭、児童生徒を見守り成長を育む場である地域、そして、児童相談所、医療機関、法務局、警察等の関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）が、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組まなければならない。

## 3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、

落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着も未然防止の観点から重要である。

いじめの早期発見のためには、大人が児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

## **(2) 家庭や地域との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の教職員と家庭、地域との連携が必要である。そのために、学校運営協議会委員や学校評議員、PTA等と連携を図り、関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設ける中で、児童生徒への関わり方についての啓発を進めたり、我が子も含めて地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼したりしておくことが必要である。

## **(3) 関係機関等との連携**

いじめ問題への対応において、関係機関等との適切な連携が必要である。そのためには平素から学校や教育委員会と関係機関等の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## **(4) 保護者の責務**

保護者は、児童生徒に対して、いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等を育むための指導等に努めるとともに、教育委員会や学校が講ずるいじめ問題への対策に協力するよう努める必要がある。特に、児童生徒のネットを含む携帯電話等の利用を管理することは、保護者の責務であり、持たせる必要性について十分検討した上で、児童生徒に持たせる場合には、共にトラブルから自身を守るためのルールづくりを行う必要がある。

また、児童生徒が悩みを相談できる発達段階に応じた良好な親子の関係づくりに努める必要がある。特に思春期においては、不安定な心理状態や複雑化する交友関係、携帯電話等の情報機器に関わる時間の増加等により、いじめへの関与も複雑化しやすいことを踏まえ、親子がしっかり向き合うとともに、状況によっては、学校や県及び市の相談機関に積極的に相談していく必要がある。

## Ⅱ いじめ問題への対策の内容

### 1 いじめ問題への対策のために教育委員会が実施すべき内容

#### (1) 笠岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ問題への対策に係る機関等との連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察、PTAその他必要と認められる関係機関等の代表者により構成される笠岡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

#### (2) 笠岡市いじめ問題対策専門委員会の設置

学校におけるいじめ問題への対策を実効的に行うために、笠岡市いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。専門委員会には、学識経験者、心理や福祉等に関する専門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

#### (3) 教育委員会が実施すべき施策

##### ① いじめの防止

- ア 道徳教育及び体験活動等の充実
- イ 児童生徒による主体的な活動の支援
- ウ いじめを許さない集団づくりと意識の醸成
- エ 教職員の資質能力の向上と教育相談体制の充実
- オ 笠岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置による関係機関等との連携強化
- カ ネット上のいじめについての教育や啓発の促進
- キ 笠岡市いじめ問題対策基本方針による施策の点検・評価

##### ② 早期発見

- ア 定期的な調査等の実施についての指導
- イ 教育相談室を中心とした相談体制の充実
- ウ 県「ネットパトロール事業」によるネット上の書き込みの監視

##### ③ いじめへの対処

###### ア いじめ対策支援チーム（仮称）による学校への支援

学校において、解決が進まない場合に、教育委員会内にいじめ対策支援チーム（仮称）を設置し、いじめ問題の解消を図る。

###### イ 警察との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報

し、警察と連携した対応をとるよう学校に対して指導・助言を行う。

#### ウ いじめの背景要因への対応

児童生徒がいじめを行う背景要因に着目し、生活環境等の課題の解決を図るため、県教育委員会の指導の下、関係職員の派遣要請を行うなど、関係機関等と連携しながら改善を図る。

#### エ 出席停止に係る措置

いじめられた児童生徒等が、安心して教育を受けられるようにするため、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて出席停止の措置を講じる場合には、法の趣旨に基づいて適切に行われるよう、学校に対して指導・助言を行う。

## 2 いじめ問題への対策のために学校が実施すべき内容

学校は、いじめ問題への対策のため、学校いじめ問題対策基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力した指導体制を確立し、教育委員会とも適切な連携を行い、学校の実情に応じた取組を推進する。

### (1) 学校いじめ問題対策基本方針の策定

学校は、国又は県、市等の基本方針を参考にして、どのようにいじめ問題への対策を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ問題対策基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定め、学校のホームページや学校だよりなどで公開する。

### (2) いじめ対策委員会（仮称）の設置

学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会（仮称）」等の名称（組織の名称は学校の判断による。）により、組織的な対応を行う、中核となる常設の組織を置く。

いじめ対策委員会は、この学校の複数の教職員に加え、心理や福祉などの外部専門家等の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

### (3) 学校が実施すべき取組

学校の基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの対処」を主な項目として「学校がどのような児童生徒を育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示す。

学校の基本方針に記載していく学校が実施すべき取組には、次のようなものが考えられる。

### ① いじめの防止

ア 校内指導体制の確立

イ 児童生徒の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成

ウ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

エ 児童生徒の主体的な参加による活動の促進

オ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成

カ 教職員の指導力の向上

キ 家庭や地域の関係団体との連携強化

ク 学校いじめ問題対策基本方針の周知

ケ 学校いじめ問題対策基本方針による取組の点検・評価

### ② 早期発見

ア 教職員による観察や情報交換

イ 定期的なアンケート調査等の実施

ウ 校内の教育相談体制の活用

エ 校外の相談機関等の周知

オ SNSを含むネットの利用実態の把握と指導

### ③ いじめへの対処

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

イ 教職員の組織的な対応と関係機関等との連携

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ対策委員会(仮称)に報告するなど、その情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会(仮称)が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。警察への通報には至らない事案についても、日頃から教育委員会や関係機関等への相談を行い、互いの顔が見える連携を心がける。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は必ず警察と連携して対処する。



#### ウ いじめられた児童生徒とその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、その児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。

また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童生徒に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。

#### エ いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言

いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。

いじめが確認された場合、学校は「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。

また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### オ いじめの事実調査

いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した児童生徒から事実関係の聴取を行う。

#### カ 他の児童生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

#### キ いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

#### ク ネット上の不適切な書き込み等への対処

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、必要に応

じて県が行うネットパトロール事業による監視に加え、定期的なアンケート調査や教育相談等によるSNS等の利用実態の把握も踏まえて、削除要請や指導を行うなど適切に対処する。

その際、書き込みを行った児童生徒が特定できる場合には、加害の児童生徒に対して、被害児童生徒に与える影響の大きさについて、十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的なケアを行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 教育委員会又は学校による調査

##### ① 重大事態の発生と調査

###### ア 調査を要する重大事態

教育委員会又は学校は、次の場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、同様の事態の発生の防止に資するため、その下に組織を設け、適切な方法により、この重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- |   |
|---|
| (a) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき      |
| (b) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき |

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点での学校の判断にかかわらず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

###### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて市長へ報告する。

###### ウ 調査の主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合がある。

###### エ 調査を行う組織

学校が調査主体となる場合、校内に法第22条に基づき設置したいじめ対策委員会（仮称）を母体として重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織等を活用して調査を行う。この場合にも教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の下に専門的知識等を有する第三者により構成される組織を設けて調査を行う。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十

分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生ずるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

## ② 調査結果の提供及び報告

### ア いじめられた児童生徒やその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。

### イ 調査結果の報告

学校に係る調査結果は、市長に報告する。

上記のアの説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒やその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

## (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ① 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、この報告に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

市長は、再調査を行う場合は、「笠岡市いじめの重大事態に係る再調査委員会」（仮称）を設ける等の方法で調査を行う。その構成員は、このいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない第三者とし、この調査の公平性・中立性を図る。

再調査についても、再調査を行う者は、いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適宜・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、この調査に係る重大事態への対処又はこの重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。